

平成 25 年 11 月 27 日

大王製紙株式会社

平成 25 年 11 月 27 日知的財産高等裁判所の判決

(平成 25 年 (ネ) 第 10001 号及び第 10002 号 特許権侵害に基づく損害賠償請求控訴事件) についてのお知らせ

この度、知的財産高等裁判所は、当社の請求を棄却する判決を言い渡しました。

この判決は、当社がユニ・チャーム株式会社に対して、同社のベビー用紙おむつ『ムーニーマン』が、当社所有の特許（紙おむつの立体ギャザーの構造に関する特許、紙おむつのお腹周りの弾性伸縮部材の配置に関する特許）を侵害しているとして、平成 22 年 4 月 6 日に東京地方裁判所に提起した特許権侵害損害賠償請求に対する平成 24 年 11 月 30 日の判決を不服とし、当社が同年 12 月 13 日に控訴したものです。

この度、遺憾ながら当社の請求は認められませんでした。『ムーニーマン』は、当社発明の技術思想、課題、構成及び作用効果を採用しているものと考えており、今後判決内容を精査し、上級審の判断を仰ぐことも検討しています。

以上